

自然災害の被害に遭われた市民(個人)の皆様（令和6年4月発行）

1. 被災者支援制度を受ける前に

船橋市

題名	内容	対象者	申請に必要な書類	申請方法	問い合わせ
罹災(被災)証明書の発行について	被災者支援制度等を受ける場合は、危機管理課で罹災(被災)証明書の発行を受けて下さい。 ※火災については、消防署になります。	自然災害の被害を受けた方	①罹災(被災)証明願 ②身分証明書の写し(運転免許証・保険証など) ③建物全体・被災現場の写真 ④申請者と建物の所有関係がわかるもの ※④は非住家被害の場合のみ必要です。 ※再発行の場合、①・②のみ必要です。	市役所本庁舎又は郵送・オンライン申請	危機管理課 総務係 047-436-2032

2. 被災者支援制度(減免関係)

題名	内容	対象者	申請に必要な書類	申請方法	問い合わせ
建築物等の確認申請等の手数料減免について	建築物について罹災後3月以内に、被災者自らが使用するために行う確認申請等の手数料を一部減免します。	災害を受け、罹災証明書等の発行を受けた方	①罹災証明書等 ②減免申請書 ※申請期限:罹災後3か月以内	市役所本庁舎	建築指導課 庶務係 047-436-2672
個人の市県民税・森林環境税について	災害によって、資産に相当な被害を受け、納税が困難となった場合、市県民税・森林環境税が免除される場合があります。	災害の被害を受け、納税が困難になった方	罹災証明書、収入・資産状況がわかる書類等 詳しくは市民税課までお問い合わせください。	各種保険、収入・資産状況によっては対象にならない場合もありますので、一度市民税課までお問い合わせください。	市民税課 個人市民税第一係 047-436-2214
固定資産税及び都市計画税の減免について	自然災害の被害により、著しく価値を減じた固定資産について、減免することができます。	自然災害の被害を受け、著しく価値を減じた固定資産の所有者の方	①固定資産税・都市計画税減免申請書 ②罹災(被災)証明書の写し ③建物全体・被災現場・内容の写真	市役所本庁舎又は郵送	資産税課 償却資産係 047-436-2232

題名	内容	対象者	申請に必要な書類	申請方法	問い合わせ
被災住宅用地の申告について	自然災害の被害により滅失し、又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地について、一定の要件に該当する場合、被災後最大で2年間住宅用地特例が継続されます。	自然災害が発生した年の1月1日現在、住宅用地特例の適用を受けていた所有者で引続き所有者の方	①被災住宅用地申告書 ②罹災証明書の写し	市役所本庁舎又は郵送	資産税課 土地係 047-436-2234
地方税の支払猶予【徴収の猶予】について	納税者または特別徴収義務者がその財産について被害を受けたことにより、市税を一時に納税できないと認められるときは、申請により納税が猶予される制度があります。	自然災害の被害を受けた納税者または特別徴収義務者の方	詳しくは債権管理課までお問い合わせください。	債権管理課までお問い合わせください。	債権管理課 047-436-2246
国民年金保険料の免除について	災害等によって財産に相当な被害を受け、保険料の納付が困難となった場合、国民年金保険料が免除される場合があります。	災害等によって被災した方で、住宅、家財等の財産のうち、もっとも損害の大きかった財産の被害額が、その財産の価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方	罹災証明書 ※必要に応じて、書類の追加を求める場合があります。	市役所本庁舎又は郵送 船橋年金事務所又は郵送 〒273-8577 船橋市市場4-16-1	国保年金課 国民年金係 047-436-2282 船橋年金事務所 047-424-8811
国民健康保険一部負担金減免について	自然災害の被害により、一部負担金の支払いが困難と認められる場合、一部負担金の免除の対象となる場合があります。	自然災害により死亡、精神もしくは身体に障害が生じたとき又は資産に重大な損害を受けた国民健康保険被保険者の方	罹災証明書 ※必要に応じて書類の追加を求める場合があります。	事前相談の上、市役所本庁舎又は郵送 ※要件や申請期間等、詳しくは国保年金課までお問い合わせください。	国保年金課 資格給付係 047-436-2395

題名	内容	対象者	申請に必要な書類	申請方法	問い合わせ
国民健康保険料の減免及び徴収猶予制度について	納付義務者又は同世帯の被保険者が所有し、かつ、自らの居住の用に供する住宅又は当該住宅に設置された家財に損害を受けた場合国民健康保険料を減免又は徴収猶予できる場合があります。 ※補填がある場合、対象外になる可能性があります。	内容に該当する納付義務者の方	罹災証明書 ※必要に応じて、書類の追加を求める場合があります。	市役所本庁舎又は郵送	国保年金課 保険料係 047-436-2395
後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予制度について	被保険者又はその属する世帯の世帯主が自らの居住の用に供する住宅、当該住宅に設置された家財、又はその他の財産に損害を受けた場合、後期高齢者医療保険料を減免又は徴収猶予できる場合があります。 ※補填がある場合、対象外になる可能性があります。	左記内容に該当する後期高齢者医療制度被保険者の方	罹災証明書 ※必要に応じて、書類の追加を求める場合があります。	市役所本庁舎又は郵送	国保年金課 高齢者医療係 047-436-2395
後期高齢者医療保険制度の一部負担金の減免及び徴収猶予制度について	被保険者又はその属する世帯の世帯主が、自らの居住の用に供する住宅、当該住宅に設置された家財、又はその他の財産に損害を受けた場合、一部負担金の減免等の対象となる場合があります。	左記内容に該当する後期高齢者医療制度被保険者の方	①罹災証明書 ②認印 ※必要に応じて、書類の追加を求める場合があります。	市役所本庁舎又は郵送	国保年金課 高齢者医療係 047-436-2395
65歳以上の介護保険料の徴収猶予・減免について	損害の程度と前年度の所得状況により、被災日以降が納期の当該年度保険料の25%～100%を減免する制度があります。	本人又は同世帯の生計維持者が所有し、現実に居住している住宅、家財等に2割以上の損害を受けた方	①介護保険料減免申請書 ②罹災証明書	事前に電話で問い合わせの上、郵送 ※FACE・出張所では受付していません。	介護保険課 資格保険料係 047-436-2303

題名	内容	対象者	申請に必要な書類	申請方法	問い合わせ
介護保険利用者負担額減額・免除について	介護保険サービスを利用した際の利用者負担(サービス利用料の10%~30%)の支払いが困難であると市が認めた場合、一定期間、その利用者負担を減額又は免除します。減額後の利用者負担は以下のとおりです。 5割以上の損害 ⇒全額免除 3割以上の損害 ⇒サービス利用料の3%	要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する方	①介護保険利用者負担額減額・免除申請書 ②罹災証明書等 ※3割以上の損害を受けた場合に限り 申請期限:申請事由の発生した日から3ヶ月以内	市役所本庁舎又は郵送	介護保険課 給付係 047-436-2304
障害福祉サービスの利用者負担額の減免について	利用者負担の減免制度を受けられる場合があります。減免額は以下のとおりです。 ・損害割合が3割以上5割未満の場合⇒現在設定されている利用者負担額に10分の7を乗じて得た額を減額 ・損害割合が5割以上の場合⇒全額免除	障害福祉サービス利用者、障害福祉サービス利用者の配偶者※児童はお問い合わせください	罹災証明書 ※3割以上の損害を受けた場合に限り	市役所本庁舎又は郵送	障害福祉課 認定審査係 047-436-2346
地域生活支援サービスの利用者負担額の減免について	利用者負担の減免制度を受けられる場合があります。減免額は以下のとおりです。 ・損害割合が3割以上5割未満の場合⇒現在設定されている利用者負担額に10分の7を乗じて得た額を減額 ・損害割合が5割以上の場合⇒全額免除	地域生活支援サービス利用者、地域生活支援サービスの配偶者※児童はお問い合わせください	罹災証明書 ※3割以上の損害を受けた場合に限り	市役所本庁舎又は郵送	障害福祉課 認定審査係 047-436-2346
補装具費の利用者負担額の減免について	自然災害の被害に遭われた場合、利用者負担の減免制度を受けられる場合があります。減免額は以下のとおりです。 ・損害割合が3割以上5割未満の場合⇒現在設定されている利用者負担額に10分の7を乗じて得た額を減額 ・損害割合が5割以上の場合⇒全額免除	補装具費支給決定者、補装具費支給決定者の配偶者※児童はお問い合わせください	罹災証明書 ※3割以上の損害を受けた場合に限り	市役所本庁舎又は郵送	障害福祉課 相談支援係 047-436-2309

題名	内容	対象者	申請に必要な書類	申請方法	問い合わせ
日常生活用具費の利用者負担額の減免について	<p>自然災害の被害に遭われた場合、利用者負担の減免制度を受けられる場合があります。</p> <p>減免額は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害割合が3割以上5割未満の場合⇒現在設定されている利用者負担額に10分の7を乗じて得た額を減額 ・損害割合が5割以上の場合⇒全額免除 	日常生活用具費支給決定者、日常生活用具費支給決定者の配偶者 ※児童はお問い合わせください	罹災証明書 ※3割以上の損害を受けた場合に限ります	市役所本庁舎又は郵送	障害福祉課 相談支援係 047-436-2309

3. 被災者支援制度（住宅関係）

題名	内容	対象者	申請に必要な書類	申請方法	問い合わせ
住宅等災害復旧資金利子補給について	<p>住宅等の全部又は一部に被害を受けた被災世帯の世帯主が金融機関から住宅等災害復旧資金を借受けた場合、利子の一部（上限3%）を補給します。</p> <p>金融機関からの借受額のうち、対象となるのは500万円が限度となります。利子補給期間は借り受けた日から7年以内です。</p>	被災当時における、被災住宅等の世帯（住民票がある）の世帯主等	<ol style="list-style-type: none"> ①罹災証明書 ②住宅の登記事項証明書 ③所得状況又は市民税の課税状況を証する書類 ④世帯員の納税証明書 ⑤住民票の写し ⑥修繕又は改善に要する費用の見積書 ⑦個人情報の第三者提供に関する同意書 ⑧その他市長が必要と認める書類（工事前の写真等） 	罹災証明書が発行され、金融機関に相談される前に地域福祉課までお問い合わせください ※金融機関から借り受けた後では、利用できない場合がございます。	地域福祉課 管理係 047-436-2313
市営住宅の一時使用について	<p>市営住宅に空きがある場合は、転居先となる民間賃貸住宅を探すためや、罹災現場を片付けるため等の短期間に限り、住宅を一時使用することができます。なお、転居先となる住まいについては各自で探していただきます。</p>	自然災害により住宅を失った市民の方。	<ol style="list-style-type: none"> ①市営住宅一時使用許可申請書 ②罹災証明書（後日提出でも可） ③誓約書 <p>申請期限：罹災した日から1か月以内</p>	市役所本庁舎 ※対象にならない場合もありますので、一度船橋市営住宅管理センターまでお問い合わせください。	船橋市営住宅管理センター 047-436-2040
住民登録について	<p>長期間居住する場合は、住民票の異動をする必要があります。</p>	自然災害の被害を受けた方	<ol style="list-style-type: none"> ①届出人の本人確認書類 ②委任状（代理人の場合） <p>※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書をお持ちの方はご持参ください。 ※市内での異動、他市への異動により手続きが異なりますので、事前に戸籍住民課にお問い合わせください。</p>	戸籍住民課、出張所、又は船橋駅前総合窓口センターまで ※連絡所では受付していません。	戸籍住民課 047-436-2270

4. 被災者支援制度（その他）

題名	内容	対象者	申請に必要な書類	申請方法	問い合わせ
見舞金等について	<p>住家（共同住宅は占有部分で判断）が床上浸水または、半壊以上の被害に遭われた世帯に対し、見舞金を支給します。また、自然災害により死亡した場合、弔慰金を遺族等に支給します。</p> <p>※自然災害が原因で入院を要する重傷者がいる場合、市以外の見舞金の対象となることがございます。</p> <p>○船橋市災害見舞金 ○日本赤十字社の見舞金 ○千葉県共同募金会災害見舞金</p> <p>○日本赤十字社の災害救援物資の支給（緊急セット（マスク、歯ブラシ、タオルなど4人分）・毛布）</p>	被災時に住家に居住している世帯主あてに支給	<p>①身分証明書の写し（運転免許証・保険証など）</p> <p>②見舞金振込先口座（世帯主名義のもの）</p> <p>③重傷者の場合は、診断内容（主たる原因等）が分かる書類等のご提出をお願いすることがございます。</p>	<p>罹災証明書をお持ちのうえ、地域福祉課にお越しください。来庁が難しい場合はご相談ください。</p> <p>※重傷者がいる場合は、地域福祉課までその旨、お知らせ下さい。</p>	<p>地域福祉課 管理係 047-436-2313</p>
清掃工場等へのごみ搬入について	<p>自然災害により発生したごみは、市の清掃工場等で処理可能なものに限り受入れをします。（処理費用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己搬入→無料 ・業者搬入→無料※ <p>※ただし本人が同乗の場合。業者に依頼する場合には別途、収集・運搬に費用が発生します。</p>	自然災害の被害を受け、罹災証明書等の発行を受けた方	<p>①罹災（被災）証明書</p> <p>②市内に居住していることを確認できる書類（運転免許証・公共料金の領収書など）</p>	<p>清掃工場等の受付で罹災証明書等と市内に居住していることを確認できる書類をご提示ください。</p>	<p>資源循環課 047-436-2439</p>
<p><small>がいこくじん 総合</small> 外国人 総合 <small>そうだんまどぐち</small> 相談窓口について Funabashi Multilingual Information Center</p>	<p>こまったことや、わからないことがあったら、メールや電話、窓口に来て相談できます。申請に必要な書類などはありません。</p>	<p><small>がいこくじんじゅうみん</small> ・外国人住民の方 <small>がいこくじんじゅうみん</small> ・外国人住民に代わって相談などをする日本人の方</p>	ありません。	<p><small>みぎ か</small> 右に書いてあるところに連絡してください。</p>	<p><small>ふなばしがいこくじん</small> 船橋市外国人 <small>そうごうそうだんまどぐち</small> 総合相談窓口 050-3101-3495 (コールセンター)</p>

※申請期限等がある場合がありますので、詳細は各問い合わせ先にご確認ください。